一二五　関税暫定措置法別表第一の六に掲げる物品の平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までの輸入数量を告示する件　二八　六

一二六　平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量及び各協定対象外輸入数量を告示する件　二八　七

一二七　平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までの豚肉等並びに生きている豚及び豚肉等の各輸入数量を告示する件　二八　七

一二八　平成二十八年度の初日から平成二十九年三月三十一日までの生鮮等牛肉（オーストラリア原産品に限る。）及び冷凍牛肉（オーストラリア原産品に限る。）の各輸入数量を告示する件　二八　七

一〇　**財務省、農林水産省**　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　一九　一

○財務省、農林水産省、経済産業省

三　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めた件　三七一　二〇八七　二一

四　〃　三〇　二一

○文部科学省

六五　大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程第五条の規定により大学等の課程の認定を取り消した件　三　三

六六　認定した通信教育の代表者及び事務所の所在地を変更する件　七　四

六七　認定した通信教育の事務所の所在地を変更する件　七　四

六八　認定した通信教育の実施者の名称及び代表者を変更する件　七　四

六九　強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件　一四　五一

七〇　文部省所管の補助金等に関する事務を都道府県教育委員会が行うこととなった件の一部を改正する件　一七　四

七一　平成三十年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる種目及び期間を定める件　二四　二

七二　特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する件　二八　一四

七三　特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する件　二八　二二

○文化庁

二七―二　著作権者不明の著作物の利用に関する裁定及び補償金の額を定める件　一七　一

三七　著作権に関する講習会の件　二六　一八

三八　著作者の実名登録の件　二七　一〇

○厚生労働省

一七三　技能士章規程等の一部を改正する告示　七　二三

一七四　遺伝子治療等臨床研究に関する指針の一部を改正する件　七　一三

一七五　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　一〇　四

一七六　食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件　一一　一三

一七七　職業能力開発促進法施行規則第四十八条の四第一項の規定に基づき講習を認定した件　一二　三

一七八　職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号の規定に基づき講習を指定した件　一二　三

一七九　医療法第四条の三第一項の規定に基づき臨床研究中核病院と称することを承認した病院について公示する件　一三　四

一八〇　雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準を定める件の一部を改正する件　一七　四

一八一　都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件　一七　四

一八二　個人情報の保護に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき、認定個人情報保護団体を認定した件　二四　二

一八三　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則第二十七条第二項の規定により読み替えて適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習の一部を改正する件　二六　四

一八四　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する自主解散型加算金利率の一部を改正する件　二七　七

一八五　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条において準用する同法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する清算型加算金利率の一部を改正する件　二七　七

一八六　特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示　二七　九二　一三

一八七　厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件　二八　七

一八八　療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等及び特掲診療料の施設基準等の一部を改正する件　二八　七

一八九　厚生労働大臣が定める手数料の額の一部を改正する件　二八　九三　一〇三

○厚生労働省、経済産業省、環境省

五　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した件　三　三

六　化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第二条第五項の規定に基づき指定をした優先評価化学物質の指定を取り消した件　三　三